

議案第61号

北上市駐車場基金条例

(設置)

第1条 駐車場（北上市駐車場条例（平成3年北上市条例第146号）に規定する市営駐車場をいう。以下同じ。）の整備及び大規模修繕に必要な財源を確保し、健全な財政運営と駐車場の適切な管理運営に資するため、北上市駐車場基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金に積み立てる額は、北上市駐車場事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

市営駐車場の整備及び大規模修繕に必要な財源を確保するため、基金を設置しようとするものである。